

# 令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立北筑高等学校
課程又は教育部門	全日制

25

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」という定義、いじめの未然防止、早期発見及びいじめに対する適切な対処について、すべての教職員の共通理解を図る。
- (2) すべての生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、様々な活動に安全に取り組むことができるような教育環境を築く。
- (3) 「いじめはどの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、特定の教職員が抱え込むのではなく、全ての教職員で生徒の尊厳を守るための取り組みを行う。
- (4) 学校における様々な行事や教育活動全体を通じた人権学習の充実により、生徒の社会性・協調性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。
- (5) 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめが起きない・いじめを許さない環境をつくる。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめについての共通理解
  - ア 「いじめの防止」「生徒指導上の諸問題」「授業改善」「発達障がいや性同一性障がい等の理解」等に関する校内研修や職員会議等を通じて、平素から教職員全体の共通理解を図る。
  - イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。
  - ウ いじめの認知は特定の教職員にのみによるものではなく、学校いじめ対策組織を活用し、いじめの背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
  - エ いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、学期の始めや終わりに定期的に顧問が指導を行う。
- (2) 自己有用感や自己肯定感の育成
  - ア 他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を高める体験や機会を積極的に設ける。
  - イ 困難な状況を乗り越えられるような体験を通じて、生徒に自信を持たせ自己肯定感を高める。
- (3) いじめに向かわない態度・能力の育成
  - ア その場にふさわしい態度で、授業や学校行事に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
  - イ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) 生徒自ら学び、取り組む姿勢の育成

- ア 生徒会を中心に、生徒自ら学び、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- イ 教職員は、生徒が主体的に参加できる活動になっているかを点検するとともに、日頃からの働きかけを大切にする。

(5) いじめの背景となるストレスの排除

- ア すべての教職員は、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりに努める。
- イ ホームルームや学年、部活動等で生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- ウ 教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長しないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- イ 生徒との人間関係構築に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、教育相談ポスターの設置や電話相談窓口の周知、SOS の出し方教育等により、生徒がいじめを通報しやすい体制を整える。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 3の(1)に基づき、毎月いじめに関するアンケートや学校生活アンケート等を実施する（いじめに関するアンケートは学期に1回は必ず実施）とともに、定期的な教育相談を実施する。
- イ いじめに関する家庭用チェックシートや教職員チェックシートを学期ごとに活用する。
- ウ 教職員はアにおいて実施されたアンケートや学級日誌等の内容から、個人面談を実施する。また、必要に応じて家庭訪問を実施する。
- エ 毎週担任会議を開催し、生徒の情報交換を行うとともに、必要に応じて学年会議等を実施して教職員の共通理解を図る。
- オ 毎月いじめ対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）による対策会議を開き、アにおいて実施されたアンケートの確認を行う。
- カ すべての教職員は、アからオにおいて得た生徒の個人情報については細心の注意を払い取り扱う。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

- ア いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用する。
- イ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ウ 被害生徒を守り通すという基本理念に基づき、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- エ 加害生徒の指導に当たっては、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼とせず、社会性向上等の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- オ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や、心身に苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえてすべての教職員の共通理解のもと保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し適切に対応する。
- カ インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 3の(2)ア及びウにより、ささいな兆候であってもいじめの疑いがあった場合には、早期の段階から情報共有を目的に的確に関わりを持つ。
- イ 生徒の保護者から相談等があった場合には、真摯に傾聴する。また、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保に努める。
- ウ いじめの情報を学校内で共有しないことは、法の規定に違反することを踏まえ、発見・通報を受けた教職員は、直ちに管理職・生徒指導主事・学年主任で情報共有を行い対応する。その後、生徒指導班・いじめ対策委員会を中心に速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。いじめの疑いがある事案を把握した段階で、管理職から教育委員会への第一報を行う。
- エ いじめに関する事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡をする。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- カ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知し共通理解を得る。

## (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、学校として徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめを受けた生徒・保護者の不安の除去と安全の確保に全力を尽くす。
- イ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員・家族・地域の人等)と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ウ いじめを受けた生徒が、安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保に努める。その際、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教職経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

## (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応し、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- イ いじめがあったことが確認された場合、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ 指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であると理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、健全な人間関係を育むことができるような成長を促す目的で行う。
- エ いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導を行うなど、毅然とした対応をとる。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つ指導を徹底する。
- イ 囃したてるなど同調していた生徒に対して、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを根絶しようとする体制をつくる。
- ウ すべての生徒が集団の一員として、互いに尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

## (6) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上のいじめ防止に対しては、下記の①～③を中心に指導する。

- ①他人の人権に関わる誹謗中傷等を書き込まない
- ②個人及び他人のプライバシーに関する書き込みや投稿をしない
- ③公共のマナー、常識に反するものを掲載しない

イ ネット上の不適切な書き込み等の発見・通報を受けた場合は、被害の拡大を避けるためプロバイダに連絡し直ちに削除する措置をとる。

ウ 生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に連絡し、適切な援助を求める。

エ 学校における様々な教育活動を通じて、情報モラル教育の推進に努めるとともに、保護者に対しても情報モラル教育についての理解と協力を求めていく。

## (7) いじめの解消

ア いじめは単に謝罪をもって安易に解消せず、「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している」ことや被害生徒が「心身の苦痛を感じていないこと」等を勘案して、生徒指導班・いじめ対策委員会会議により校長が判断する。

イ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深い観察を継続する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る原因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」からの抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態が発生した場合、校長は直ちに県教育委員会を通じて県知事へ事態発生について報告を行う。

イ 重大事態に係る調査は、速やかにいじめ対策委員会が行う。また、校長は重大事態の性質に応じて適切な専門家をいじめ対策委員会に加え、特別対策委員会を組織する。

### (2) 調査結果の提供及び報告

ア 校長は速やかに県教育委員会を通じて、県知事へ重大事態の調査結果報告を行う。

イ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

ウ 調査結果については、今後の同種の事態防止策と上記保護者の調査結果に対する所見を含め

ることとする。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策推進委員会 特別対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割を担い、いじめに関する情報があがった時は、直ちに会議を開いて、いじめの情報の迅速な収集と記録及び共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

イ 地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との密な連携協力を図る役割を担う。

ウ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 5の(1)イにおいて組織される特別対策委員会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

(2) 学校いじめ基本方針において、いじめ防止等の取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行。定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施。）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(3) 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の為の取り組みの改善を図る。